

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（維持管理）計画を変更することについて令和6年7月8日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業生活部農林水産課において令和6年7月22日から同年8月13日まで縦覧に供する。

令和6年7月12日

香川県知事 池 田 豊 人